

◆ 学会動向 ◆

日本財政学会第66回大会

藤岡 純 一 (関西福祉大学)

2009年10月7日と8日の2日間にわたって、日本財政学会第66回大会が明治学院大学白金キャンパスで開催された。シンポジウム「ケインズは甦ったか」をはじめ、3つの企画セッション、日韓セッションなど合計26セッションで報告・討論が行われた。本稿では、シンポジウムといくつかのセッションを取り上げ大会のレビューを行う。もとより大会全体を取り扱うのは不可能である。

1. シンポジウム「ケインズは甦ったか」

シンポジウムでは、パネリストとして、井堀利宏氏、岩田一政氏、岡本英男氏、小野善康氏、そしてコーディネーターとして持田信樹氏が登壇し、フロアからの意見・質問もあり、意義深い討論が行われた。

(1) ケインズの再評価

最初にケインズの再評価に関して論じられた。基本的な論点は以下の通りであった。①需要の経済学としてのケインズ経済学は決して復活していない、乗数効果は今期待できない。②財政状況の悪くないアメリカ・ヨーロッパなどの国ではケインズ効果は有効であるが、財政的余裕のない日本では有効ではない。ケインズ理論が評価されたのではなく、財政政策の重要性が再評価されたものである。③今回の「大きな不況」は均衡近傍を変動するショックではなく、市場インフラの不十分性と「規制なき市場」の失敗の結果である。④1930年代の大恐慌のような「大恐慌型不況」なのでこれに対処するにはケインズ経済学に基づく大規模な財政出動以外にはなく、ケインズ経済学の再評価はきわめて妥当である。

(2) あるべき財政政策は何か

—金融政策との関りで—

次に、あるべき財政政策について金融政策

との関りで論じられた。とりわけゼロ金利の下での両政策の関連が問題となった。①日銀の最後の貸し手としての役割は財政政策との関りで重要である。②流動性の罣があり、貨幣政策には限界がある。財政政策以外にない。長期的に暮らしやすいインフラを創る絶好の機会である。③金融政策は短期、財政政策は長期・マクロに有効である。ただし、政府・日銀に遂行能力があるかは疑問。④公共政策の形態分析をすると、減税や子ども手当の方が公共投資よりも支持が高い。政府の能力を考えて財政金融政策を考える必要がある。⑤金融緩和は一時的な不況には有効だが、慢性的な不況には有効でない。財政は無駄な公共サービスでなく、作ったものに価値のあるもの、デフレ緩和による消費刺激や生活に資するものなど、役立つもの、中身のあるものに支出すべきである。⑥金利をマイナスにする実験がスウェーデンで行われたことがある。

(3) 財政の持続可能性

最後に、財政の持続可能性について議論が展開された。①少子高齢化、潜在成長率の低下、社会保障などの点で、将来更生する可能性は低い。EUのように財政再建ルールを予め決める必要がある。②日本の国民負担率をドイツ並みに引き上げる必要がある。③増税をしてもその資金がどのように流れるかが問題である。どうやって失業者の雇用創出に結びつけるかが課題。④社会保障給付増加には安定した財源が必要。中期目標の設定が重要。

2. 企画セッション

企画セッションは(1)国境を越える経済活動への課税のあり方、(2)所得税改革の

現代的課題、(3) 介護保険の守備範囲であった。このうち(2)について内容を紹介する。

第1報告のテーマは、「金融所得一体課税論と二元的所得税」であった。この報告では、最近、研究が蓄積されつつある金融所得一体課税論の方向性を問いつつ、それをスウェーデンの二元的所得税と比較するものであった。まず、日本の金融所得課税の変遷を概括した上で、2000年代の金融所得課税の一体化へ向けた一連の税制改革が、金融所得をほぼ一貫して軽減し続けていると批判する。金融所得一体化課税論はスウェーデンの二元的所得税制を根拠としていることが多い。しかし、スウェーデンの1991年に導入された税制は、借り入れ利子の控除を活用した高額所得者による租税回避を防止し、課税ベースを広げるために行われたものであり、包括的所得税に近いものであった。すなわち、日本の金融所得一体化課税は、包括的所得税からの離脱を意味するのに対して、スウェーデンの二元的所得税は、むしろ課税ベースを広げ、いわば修正版包括的所得税を呼ぶに値するものであった。

筆者はかつてスウェーデン1991年税制改革の基になった1989年税制改革委員会報告を研究したことがある。1991年改革の基本的な特徴を、私は、明確に、修正包括所得税であると記した(拙著『現代の税制改革—世界的展開とスウェーデン・アメリカ』法律文化社、1992年)。

第2に報告のテーマは「スウェーデンにおける1991改革後の再分配機能」であった。この報告は、課税ベースの拡大と税率の引き下げという世界的な税制改革の潮流の中に、スウェーデンの1991年改革を位置付けるとともに、国内の税制における公平と効率の欠如を是正することにその意義を見出している。そして、その後のスウェーデンの所得再配分を、税制と財政支出の両面から、実証している。すでに、1991年税制改革の中に、福祉国家らしく、児童手当、住宅手当、年金の引き上げなど社会保障改革が含まれていた。スウェーデンは所得再配分効果の大きい国で

ある。その再配分は、税制によるものかそれとも財政支出によるものなのかを時系列的に分析し、後者によるものが多いと結論付けている。そして日本のパッチワーク的な改革を批判している。

第3報告のテーマは、「アメリカにおける消費課税シフトとオバマ改革」であり、最新の研究として注目された。ブッシュ政権における2001年から2003年にかけての前期租税改革は、①限界税率の引き下げ、②貯蓄支援税制の充実、③企業の投資コスト即時損金扱い、④相続税撤廃、⑤配当・キャピタルゲイン課税の引き下げ、という5つの要素からなる。これらは時限立法であった。報告者は、これを租税体系の消費課税への実質的な「接近」と呼んでいる。オバマ税制改革の多くは、限界税率の引き上げや配当・キャピタルゲイン課税の強化など、ブッシュ政権期の減税の自動失効によるもので、包括的所得税にもとづく租税体系の理念を持っているわけではない。一般世帯への減税政策の要であるMaking Work Pay Creditは、ブッシュ政権末期に類似の政策が実施されており、「福祉から勤労へ」の流れを押しとどめるものではない。したがって、オバマ政権による「変革」は、より長期的な観点から評価されなければならないと結論付けている。

このセッションのまとめの一つに、税制改革において、個々の税制の関連を総合的に考える視点の重要性が指摘された。日本の税制研究では、シャープ税制勧告以来、この観点は重視されてきた。しかし、日本の金融所得一体化課税と給付付き税額控除を関連付けて捉えるという考え方はいかなるものであろうか。

3. 給付付き税額控除についてのセッション

次に取り上げるのは、「給付付き税額控除と再配分」をテーマとしたセッション4Aである。第1報告の「給付付き税額控除による所得保障」は、アメリカ(EITC)、イギリス(WTCおよびCTC)、カナダ(GSTC)の給付付き税額控除制度を、その財政規模や適用状況について比較し、日本に適用した場合の

シミュレーションを行っている。結論として、就労支援を重視するわが国の雇用政策との整合性を考えると、勤労所得や就労時間を条件とする給付付き税額控除による所得配分が望ましいとしている。

第2報告の「イギリスにおける給付付き税額控除」は、グローバル化による貧困の拡大に対して、その対策として、給付付き税額控除が導入されたことを明らかにした。ブレア政権は、保守党前政権の基本路線を継承しつつも、「子どもの貧困」解決のための社会保障支出の拡大をした。労働インセンティブを高める新自由主義としてよりも、再配分政策として、給付付き税額控除が位置づけられている。2003年には、就労要件が廃止され、労働と切り離されて、「ベーシックインカム化」しつつある。

第3報告の「世帯の多様性を考慮した所得再配分政策」は、個人のライフコースが多様化する中で、子どものいる家族に対して、2つの所得再配分政策、すなわち、負の所得税と子どもへの最低保障所得(ベーシックインカム)が、経済全体に対して与える影響をシミュレーションしたものである。ここで分析過程について言及することはできないが、結論は、負の所得税制度を導入することで、いかなる財源をもってしても政策目標に到達しうるが、ベーシックインカム型の児童手当は新たな均衡には到達し得ないことである。

本セッションでは、給付付き税額控除ないし負の所得税についてさまざまな角度から論じられた。しかし、「ベーシックインカム化」とか「ベーシックインカム型児童手当」という表現は、さらに十分な検討が必要ではないかと思われる。

4. 社会保障(海外の事例)についての

セッション

最後に、社会保障のセッション1Dを取り

上げる。第1報告「ローカルな『貧困との闘い』の可能性—EUの枠組みとドイツの事例を中心に—」と第2報告「ドイツにおけるハルツ第IV法改革の実態と課題—ベルリン市州の事例を中心に—」は、相互に関連がある。

共通して取り上げられているのが、社会扶助のうち就労能力のある受給者に対する部分と失業手当の一種である失業給付とが、「求職者基礎保障法」のもとに統合され、支援窓口も一本化されたハルツIV改革である。第1報告では、これをローカルな「貧困との闘い」の観点から述べ、日本のハローワークと自治体の連携の可能性についても言及した。第2報告では、ベルリン市州の事例を取り上げながら、国と地方の財政関係に言及した。

第3報告「韓国における住宅担保老後年金制度の現状と政策課題」は、2007年に導入された公的保証付きリバース・モーゲージである住宅担保老後年金制度についての研究である。韓国の基礎老齢年金は租税を財源としており年金支給額が低位になる可能性があり、その補完としてこの年金が重要となる。韓国の高齢者の自宅保有率は高く(72.9%)、この制度が有効に機能する可能性が高いが、首都圏と他の地域の格差が大きく、この問題が指摘された。

第4報告「非正規雇用者の日韓比較分析—労働市場参加と社会保険適用を中心として—」は、日韓両国で非正規雇用が著しく増大している現状を踏まえて、その分類と推計、増加の要因分析、社会保険や政府の対応の分析を行った。結論として、日韓共に同じ経済メカニズムが非正規雇用を増加させていること、両国において企業の従業員に対する生活保障機能が急速に低下していることである。

大会全体として、他にも優れた報告が相次いだ。だが、割愛せざるを得なかった。